

社会福祉法人厚仁会 定款

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム 珠光園の経営
- (ロ) 特別養護老人ホーム 珠光園うららの経営
- (ハ) 特別養護老人ホーム 珠光園はるの経営
- (ニ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)いいのエリジウムの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業（珠光園）の経営
- (ロ) 老人短期入所事業（珠光園、珠光園うらら、珠光園はる）の経営
- (ハ) 老人介護支援センター（珠光園）の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業（珠光園）の経営
- (ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームさぬき富士）の経営
- (ヘ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人厚仁会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を香川県丸亀市飯野町東二 2 5 番地 7 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 100,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員会で選定する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支出の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番地7

建 物 2,401.71 m² (鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺4階建)

香川県丸亀市飯野町東二字鞍畔甲903番地1

建 物 3,362.33 m² (鉄骨造陸屋根2階建)

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番地16

建 物 507.85 m² (鉄骨鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建)

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番地21

建 物 2,830.51 m² (鉄筋コンクリート造陸屋根6階建)

香川県丸亀市飯野町東分字神谷2700番地、2701番地3、2701番地4、
2701番地5

建 物 3,872.03 m² (鉄骨造陸屋根8階建)

香川県丸亀市飯野町東分字神谷2701番地1、2701番地5、

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番地7

建 物 274.80 m² (鉄骨造陸屋根平家建)

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番7

所在の敷地 5,629.00 m²

香川県丸亀市飯野町東分字神谷2694番4

所在の敷地 37.31 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番16

所在の敷地 2,833.00 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番21

所在の敷地 804.00 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根25番22

所在の敷地 1,116.00 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根甲31番2

所在の敷地 6.61 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根甲27番7

所在の敷地 19.00 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根甲27番8

所在の敷地 6.61 m²

香川県丸亀市飯野町東二字山根甲27番9

所在の敷地 6.61 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根30番2

所在の敷地 3.30 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2700番

所在の敷地 1,170.00 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2701番3

所在の敷地 162.11 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2701番4

所在の敷地 77.85 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2693番1

所在の敷地 487.00 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2689番2

所在の敷地 44.00 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2701番5

所在の敷地 79.90 m²
香川県丸亀市飯野町東分字神谷2701番1

所在の敷地 824.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番12

所在の敷地 826.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番13

所在の敷地 330.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番5

所在の敷地 1,920.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番9

所在の敷地 135.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番10

所在の敷地 181.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番11

所在の敷地 413.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番3

所在の敷地 1,173.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番6

所在の敷地 770.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番8

所在の敷地 1,560.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字山根25番14

所在の敷地 1,560.00 m²
香川県丸亀市飯野町東二字鞍畔甲903番1

所在の敷地 6,769.08 m²

香川県丸亀市飯野町東二字板屋甲 8 4 7 番

所在の敷地 2 1 4 . 0 0 m²

香川県丸亀市飯野町東二字板屋甲 7 8 6 番

所在の敷地 2, 6 2 2 . 0 0 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、丸亀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、丸亀市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 1 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 2 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第 36 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
- (1) 介護福祉士養成施設 さぬき福祉専門学校の経営
 - (2) 介護福祉士実務者研修
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議

を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、丸亀市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を丸亀市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人厚仁会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山 地 晴 廣
理 事	米 本 仁
	大 岡 俊 謙
	藤 田 茂
	三 野 憲 夫
	江 戸 寿 太 郎
	松 永 確 之 介
	岩 谷 光 夫
	米 本 華 代
監 事	松 永 鵬
	梶 浦 省 造

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第36条第1項の規定は、丸亀市長の認可の日（平成29年1月31日）から適用する。

昭和48年12月13日 設立登記
昭和51年11月29日付 変更認可、厚生大臣
第4条第4項一部変更、第11条第2項 建物・敷地の追加記載
第22条一部変更
昭和62年11月4日付 一部変更認可 香川県知事
第6条2、第8条2、第11条 建物追加記載、第12条ただし書、第21条、
第22条 厚生大臣から香川県知事に変更
平成2年7月7日付 一部変更認可 香川県知事
第1条1 事業目的の追加
平成5年3月31日付 一部変更認可 香川県知事
第1条第1項一部変更、第2項追加記載、第2条、第3条、第5条一部変更
第11条建物追加記載
平成6年5月24日付 一部変更認可 香川県知事
第4条第1項、第4項一部変更、第5条第3項、第4条一部変更
第7項第8項新設
第9条(役員の任期)が(監事による監査)が新設
第10条(職員)が(役員に任期)に変更
第3章(資産及び会計)が(評議員及び評議員会)に変更
第11条(資産の区分)が(職員)に変更
第12条(基本財産の処分)が(評議員会)に変更
第13条(資産の管理)が(評議員会の権限)に変更
第14条(特別会計)が(評議員の資格等)に変更
第15条(予算)が(評議員の任期)に変更
第16条(決算)が(資産の区分)に変更
第17条(会計年度)が(基本財産の処分)に変更
第18条(臨機の措置)が(資産の管理)に変更
第4章(解散及び合併)が(資産及び会計)に変更
第19条(解散)が(特別会計)に変更
第20条(残余財産の帰属)が(予算)に変更
第21条(合併)が(決算)に変更
第5章(定款の変更)が(解散及び合併)に変更
第22条(定款の変更)が(会計年度)に変更
第6章(公告の方法、その他)が(定款の変更)に変更
第23条(公告の方法)が(臨機の措置)に変更
第24条(施行細則)が(解散)に変更
第25条(残余財産の帰属)に新設

第26条(合併)の新設
第27条(定款の変更)新設
第7章公告の方法、その他新設
第28条(公告の方法)新設
第29条(施行細則)新設

平成7年3月16日付 一部変更認可 香川県知事
第1条 第2項追加記載
第2条 役員及び職員、第12条(顧問)が新設
第3章 (評議員会)第12条の後一条繰り下げていく
第4章 (資産・区分)第17条基本財産の追加

平成8年7月4日付 一部変更認可 香川県知事
第1条 第2項追加記載

平成9年3月31日付 一部変更認可 香川県知事
第4章 (資産・区分)第17条基本財産の追加、変更
第5章 (公益を目的とする事業)が新設
第25条 (種別)新設
第26条 (収益が出た場合の処分)新設
第6章 (定款変更)が(解散及び合併)に変更
第27条 (合併)が(解散)に変更
第28条 (定款変更)が(解散及び合併)に変更
第29条 (公示の方法)が(合併)に変更
第7章 (公示の方法、その他)が(定款変更)に変更
第30条 (施行細則)が(定款変更)に変更
第8章 (公告の方法 その他)新設
第31条 (公告の方法)新設
第32条 (施行細則)新設

平成9年3月31日付 一部変更認可 香川県知事
第7条 一部変更、第8条 一部変更 第9条 一部変更
第14条2 追加、
第4章 (資産・区分)第17条基本財産の追加
第22条 一部変更 第23条 一部変更

平成13年11月30日付 一部変更認可 香川県知事
第1条 一部変更
第3条 (事務所の所在地)が(経営の原則)に変更

- 第 4 条 (役員の数)が(事務所の所在地)に変更
- 第 5 条 (理事会)が(役員の数)に変更
- 第 6 条 (理事長の職務代理)が(役員の任期)に変更
- 第 7 条 (理事の選任等)が(役員の選任等)に変更
- 第 8 条 (監事の選任等)が(役員の報酬等)に変更
- 第 9 条 (監事による監査)が(理事会)に変更
- 第 10 条 (役員の任期)が(理事長の職務代理)に変更
- 第 11 条 (職員)が(監事による監査)に変更
- 第 12 条 (顧問)が(職員)に変更
- 第 13 条 (評議員会)が(顧問)に変更
- 第 14 条 (評議員会の権限)が(評議員会)に変更
- 第 15 条 (評議員の資格等)が(評議員会の権限)に変更
- 第 16 条 第 14 条 2 が変更
- 第 17 条 (資産の区分)が(評議員の資格等)に変更
- 第 18 条 (基本財産の処分)が(評議員の任期)に変更
- 第 19 条 (資産の管理)が(資産の区分)に変更、追加
- 第 20 条 (特別会計)が(基本財産の処分)に変更
- 第 21 条 (予算)が(資産の管理)に変更
- 第 22 条 (決算)が(特別会計)に変更
- 第 23 条 (会計年度)が(予算)に変更
- 第 24 条 (臨機の処置)が(決算)に変更
- 第 25 条 (種別)が(会計年度)に変更
- 第 26 条 (収益が出た場合の処分)が(会計処理の基準)に変更
- 第 27 条 (解散)が(臨機の処置)に変更
- 第 28 条 (残余財産の帰属)が(種別)に変更
- 第 29 条 (合併)が(収益が出た場合の処分)に変更
- 第 30 条 (定款の変更)が(解散)に変更
- 第 31 条 (公告の方法)が(残余財産の帰属)に変更
- 第 32 条 (施行細則)が(合併)に変更
- 第 33 条 (定款の変更)新設
- 第 34 条 (公告の方法)新設
- 第 35 条 (施行細則)新設

平成 14 年 7 月 11 日付 一部変更認可 香川県知事

- 第 1 条 (目的)の追加
- 第 19 条 (資産の区分)の追加

平成 17 年 6 月 17 日付 一部変更認可 香川県知事

- 第 14 条 一部変更

第19条 基本財産の追加

第20条 名称変更

平成17年 9月 5日付 一部変更届出 香川県知事

第19条 基本財産の追加

平成22年 6月 3日付 一部変更認可 香川県知事

第1条 一部変更

第3条 一部変更

第9条 一部変更

第15条 一部変更

第19条 基本財産の追加 合筆による変更

第20条 一部変更

第28条 一部変更

第29条 一部変更

第34条 一部変更

附則の追加

平成 23年 9月20日付 一部変更認可 香川県知事

第1条 事業の追加

第19条 基本財産の追加

平成 25年 2月25日付 一部変更認可 香川県知事

第1条 事業の追加

平成 25年12月24日付 一部変更認可 丸亀市長

第14条 一部変更

平成 28年 5月25日付 一部変更認可 丸亀市長

第1条 事業の追加